KAGRA 安全講習

Nov. 16, 2017 川村静児 on behalf of KAGRA安全管理室

KAGRA 坑内での作業

KAGRA坑内で作業を行うためには以下の手続きが必要である。

- (1)作業従事者調査票の提出(業者は必要ない)
- (2)東大主催の安全衛生教育の受講、あるいは東大柏キャンパス安全マニュアルを読み誓約書を提出(業者は必要ない)
- (3) KAGRA安全講習の過去1年以内の受講
- (4) KAGRA安全規則の熟読・理解
- (5) 保険への加入(業者については加入を推奨)
- (6) 入坑申請の提出

作業従事者調査票(業者は必要ない)

平成の位 13月24日 長

- ・作業従事者調査票を 安全管理室へ提出し なければならない。
- 1度だけ提出すればよいが、記載内容が変わったら再提出が必要。

KAGRA作業從事者調查表

44150			1 10	年月 三	主新型	写真(告诉不	表)
168			4m	E B	⊒вн		
把推				0.880 19	(Section)	-	
(B) AT	:=	- 4	e mai			-	
風性所	4.5	26	Unit :				
约其数古代名			·····································			1	
所属機関名称							
万在地	TEL:						
信管加入安治等	CUB	現機的(差別) □	学研发的情報	1997 日報外の	行原第二日表示	配に	1
			秦外把	南 州			
5.2		信然分 現在制					
重性 フォ・		コポートを作べる。 コスト・クリン 指導 対象連合を集合を コカー・クリン 指 通子を集合を コウル・クリン 指 の で の で の に の に の に の に の に の に の に の に	技能禁留 (年) ※特別級 (以上に記意。 配車会計 はながルンクか ・東京大学清智 第10人大学術館 ※位列為	東では進むがで 使用は胸膜点 LIUTO 骨に砂塊	(年) EIKAGRA教育 OKAGRA教育 OKAGRA教育 OKAGRA教育 OKAGRA教育	(##
698 698		コ語を力を確化水水電験作業主任者					
		门或色数物高管					
経動な事故でも 危険質所や有意	単日企 箇所を	事項や安全基準を遵 対す安全管理室 kagnan 発見した場合は、直ち CCNで、了波しました。	nafjat jenturio 江安全管理室/	kycuszp (_at_ á へ報告します。			
他終留所や有意 個人情報の取り 89字生、字解特別を 8度減が振るでの1	強併を 機い こで 改善(18) 発帯(28)	発見した場合は、直ち ついて、子波しました。	に安全管理室の 契約基金新サ。 (第の支任で学研り (学研究の場合、3	へ取答します。 (ンまたは日 (および付事賠償を (数であることの信)	5任保険事たり周3	6の背険に加入して く 5	Et

東大主催の安全衛生教育(業者は必要ない)

- ・東大が主催する安全衛生教育を受けるか、あるいは東大柏キャンパス安全マニュアルを読み誓約書を提出しなければならない。
- ・東大主催の安全衛生教育を受けた場合でも、東 大柏キャンパス安全マニュアルは毎年改訂される ので、そのたびに読まなければならない。

東大主催の安全衛生教育(業者は必要ない)

- ・柏や本郷の安全衛生教育は毎年5月頃行われる。 神岡の安全衛生教育は不定期に行われる。
- ・KAGRA安全講習(この講習)は東大主催の安全衛 生教育とはみなされない。

東大柏キャンパス安全マニュアル (業者は必要ない)

東大が主催する安全 衛生教育を受けたこ とがない場合は、東 大柏キャンパス安全 マニュアルを読み、 安全マニュアル 概要冊子

平成29年4月

誓約書 (業者は必要ない)

(For ICRR joint researchers)

- ・誓約書を提出しなければならない。
- ・提出の締め切りは別途アナウンスされる。
- 東大柏キャンパス安全 マニュアルの熟読と誓 約書の提出は毎年行 わなければならない。

Pledge

To Head, ICRR Environment, Health, and Safety Office

I had read through the "Safety Manual."

I pledge to carry out my research in keeping with the safety principles in the "Safety

Name and Alliliation of Representative Researcher	
In Your Joint Research Program:	
nstitute for Cosmic Ray Research, KACRA Observatory, Selji	Kawam
(If you are a member of society)	
Name of Workplace:	
Job Title:	
(II you are a student)	
Name of Institution (College, University, etc.) and Year.	
8	
Name:	
Date:	_

6 Please write your name in your own hand.

KAGRA安全講習

- ・定期的に開催するKAGRA安全講習を入坑前1年 以内に受講していなければならない。
- ・何らかの理由によりKAGRA安全講習を受講できていない場合は、あらかじめ安全管理室に相談し、 入坑前に臨時のKAGRA安全講習を受講しなければならない。
- ・業者へのKAGRA安全講習は、作業の担当者が安全管理室のメンバーである場合は、その担当者が行わなければならない。作業の担当者が安全管理室のメンバーでない場合は、安全管理室に相談し講師を選んでもらう必要がある。

保険

- ・傷害保険および賠償責任保険に加入しなければならない。
- 大学や研究機関で雇われている場合はこれらの保険に関して自動的にカバーされているが、学生や一部の学振雇用研究員等の場合は、自分で保険に加入する必要がある。
- ・学生はこれらの保険の加入証のコピーを安全管理室に提出しなければならない。
- ・指導教員は学生の作業・研究が各大学、大学院の正課となるようにし、保険への加入についても責任を持つ。
- 学振雇用研究員等は、所属の大学や研究機関でこれらの保険がカバーされていることを証明する資料を安全管理室に提出するか、カバーされない場合は、これらの保険の加入証のコピーを安全管理室に提出しなければならない。
- ・業者に関しては保険に加入することを強く推奨する。また確認のため、安全管理室に保険状況の報告をすること。

入坑申請

各作業の担当者は、プロジェクトマネジャーおよびスケジューラーと事前に調整した上で、入坑前に入坑申請書を提出しなければならない。



○ 作業をい立て、○ 規を据入、○ 実験機能見機・製計の無の環境機能、○ 収算、○ その性

• 作無告的 (Worlding Purpose)

KAGRA安全規則

- ・KAGRA安全規則は以下の事項を規定する。
 - KAGRAトンネルに特有な安全規則
 - 一般的な安全規則の中で、特にKAGRAトンネル内での 作業にとって重要なもの
- ・作業従事者は、KAGRA安全規則を熟読・理解し、 これに従わなければならない。

適用範囲

- ・本学教職員、学生、学外共同利用研究者、その他 KAGRA坑内を利用する全ての関係者に適用する。
- ・外部業者にも入坑前に必要な資格の一部を除いて適用する。ただしKAGRAの安全管理業務を行う外部業者は除く。
- ・見学者は除く。

入坑時間

- ・入坑時間は原則として平日8:30~17:00とする。
- 安全管理室が特に認めた場合は、データ収集解析棟に対応者が不在であっても、安全責任者を含めて2人以上坑内の同一エリアにいることを条件に時間外作業をすることができる。
 - 作業日当日に作業時間を延長し時間外作業を行う必要が発生した場合は、当日の17:00までに作業時間延長の希望を安全管理室に伝え、許可を得ることとする。
 - ・土曜日、日曜日、祝日等の休日に時間外作業を行う場合は、 当該日以前の平日の17:00までに希望を安全管理室に伝え、 許可を得たのち、入坑申請を行うこととする。
- ・坑内作業時間は通算で一日当たり10時間を超えることはできない。
- ・安全責任者は出坑の際に安全管理室にその旨メール等にて連絡しなければならない。

入出坑管理

- ・入出坑の際には、"入出坑システム使用方法"の最新版に基づいて、入出坑を行う必要がある。
 - http://gwdoc.icrr.u-tokyo.ac.jp/cgibin/private/DocDB/ShowDocument?docid=6458
- ・入出坑する人は全員、カードキーが必要。
- ・ホワイトボードに名前、予定出坑時刻、作業エリア名、安全責任者名を記載しなければならない。
- ・出坑の際には、ホワイトボードの名前等を消去しなければならない。
- ・業者にも適用する。業者は、同じエリアで作業する一 グループとして、PHSと酸素・一酸化炭素濃度計を1台 ずつ持って入坑する事。



入出坑システムと ホワイトボード





作業者の人数、携行品

- ・各エリア(エリアの定義:緊急時の連絡後3分以内にかけつけられる範囲)で常に作業者が2人以上いなければならない。なおこの際、作業者にはKAGRAメンバー以外の業者も含まれるものとする。
- ・作業者は緊急の場合に同一エリアにいる別の作業者に連絡するために何らかの手段(*検討中*)を持っていなければならない。

安全責任者

- ・各エリアにおいて安全責任者が1人いなければならない。
- ・安全責任者になれるのは教職員のみ。ただし、業者が安全責任者になることを安全管理室が認め、 また業者もそれを了承した場合は、業者であって も安全責任者になれる。
- 安全責任者が業者の場合、当該エリアにおける学生のみの作業を禁止する。

安全責任者

・安全責任者は、常にPHS、酸素・一酸化炭素濃度 計を携行しなければならない。



参考:Xエンドに設置された 酸素・一酸化炭素濃度計



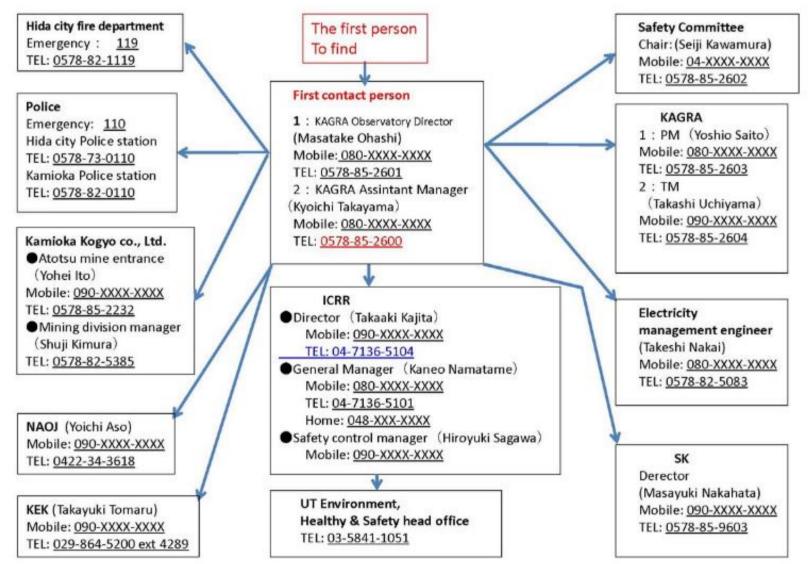
安全責任者

- 安全責任者は、何か異常があった場合は緊急連絡網にそって連絡し、必要ならば作業者全員をすみやかに退避させなければならない。
- 安全責任者は、予定出坑時間を超える場合は安全管理室に連絡しなければならない。

緊急連絡網

・安全管理室は<mark>緊急連絡網</mark>を各エリアの目につく場所に複数枚貼らなければならない。

緊急連絡網

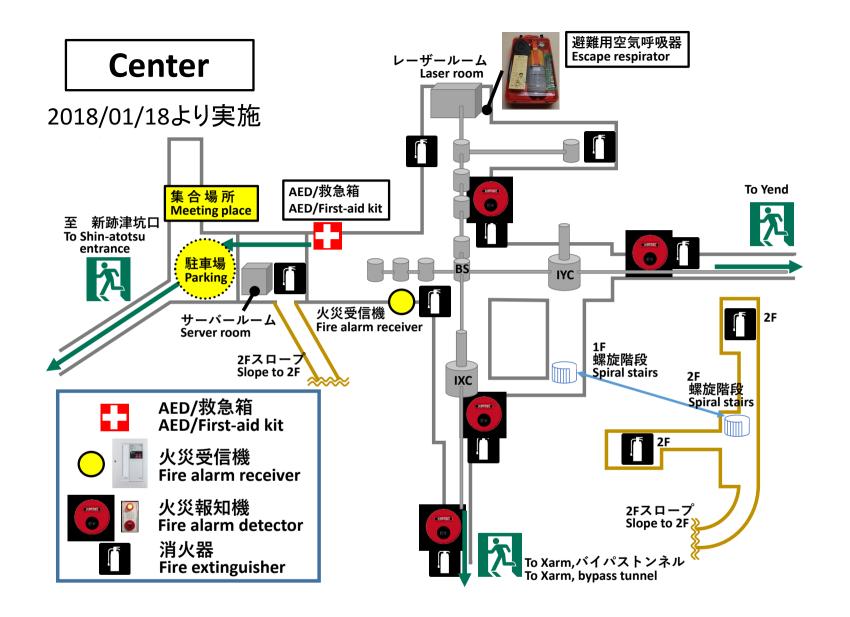


作業中止措置

・全ての作業従事者は、このままでは安全な作業が 確保できないと感じた時には、すぐに安全責任者 に知らせなければならない。安全責任者はその知 らせを受けた時は直ちにその作業を中止させなけ ればならない。

緊急退避

- ・安全責任者は緊急の場合は、作業従事者全員をすみやかに退避させ、緊急連絡網にそって連絡しなければならない。
- ・安全管理室は必要と判断する場合は、別のエリアの安全責任者に連絡し、全員を退避させなければならない。
- ・安全責任者は必要と判断する場合には、緊急連絡網に そって連絡する前に、別エリアの安全責任者に連絡し退避 させることができる。
- ・退避の際は、ヘルメットを着用し迅速に退避する。クリーンブース内で作業中の場合は、クリーン服のままで退避する。
- ・退避後は退避が解除されるまでは入坑してはいけない。緊急退避の解除は安全管理室が行う。
- 発報した場合に決して誤報だと仮定してはいけない。また、 発報中に入坑してはいけない。



中央エリアでの緊急時の集合場所が中央駐車場に変わりました。警報が鳴ったら原則として集合場所に集合してください。

火災受信機





火災報知器



Xエンド

・安全管理室は、シェルターに救出まで最低限の生活ができるために十分な空気や水・食料の備蓄や 施設の整備をしなければならない。

Xエンドシェルター





- 水と食料:5人 x 3日分の備蓄
- 避難用空気呼吸器、薬の備蓄

Xエンドシェルター





















Xエンドからの退避 (暫定的)

- ・Xエンドで火災報知器が鳴動した場合は、全員すぐにX エンド駐輪場へ集合する。
- ・2階にいる人はスロープから移動することとして避難 用シェルターには行かない。
- ・発報の際、Xエンドにて火災が認められた場合は、すぐに避難用空気呼吸器を使い、初期消火はしない。
- ・駐輪場に集合したあとは、火災発生場所がXエンドの場合は中央エリアの方から坑外に避難する。
- そうでない場合は、緊急連絡先に連絡をとり指示に従う。連絡が取れない場合は待機する。

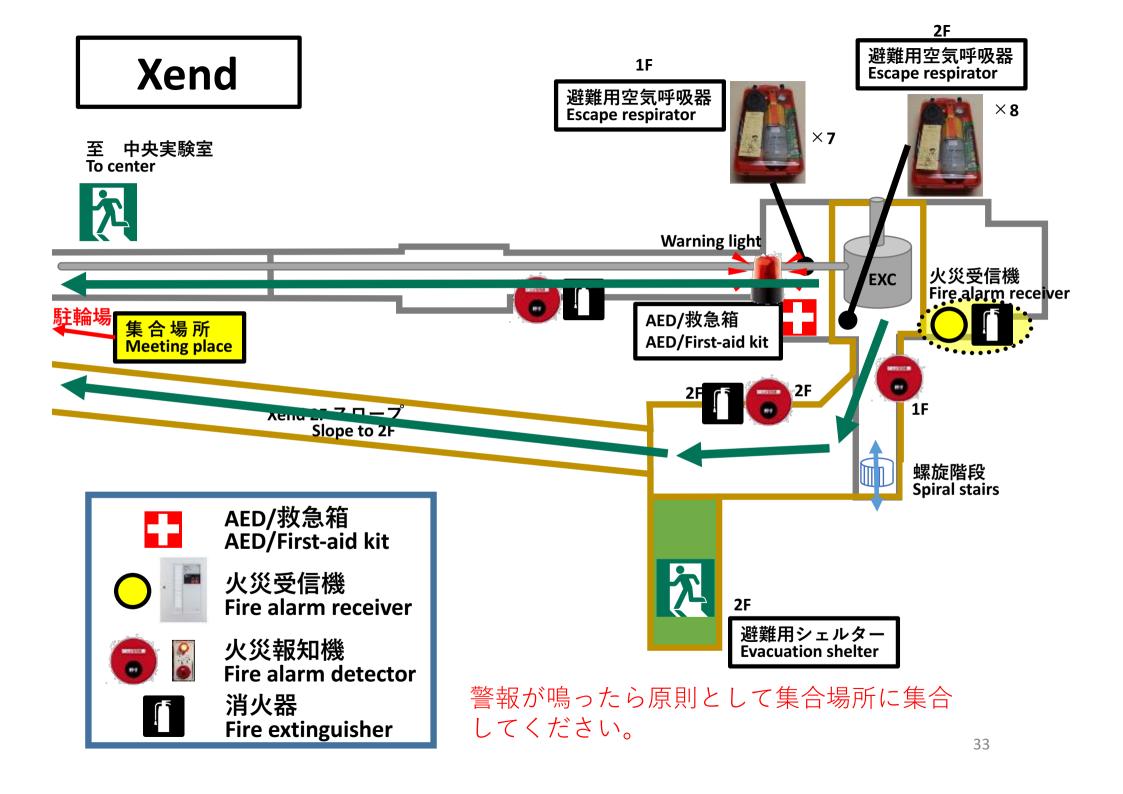
避難用空気呼吸器

- ボンベを肩から掛け、マスクを装着すれば空気が必要なだけ自動的に供給される。
- •継続時間
 - 静止時:約18分間;歩行時:約10分間;走行時:約5分間



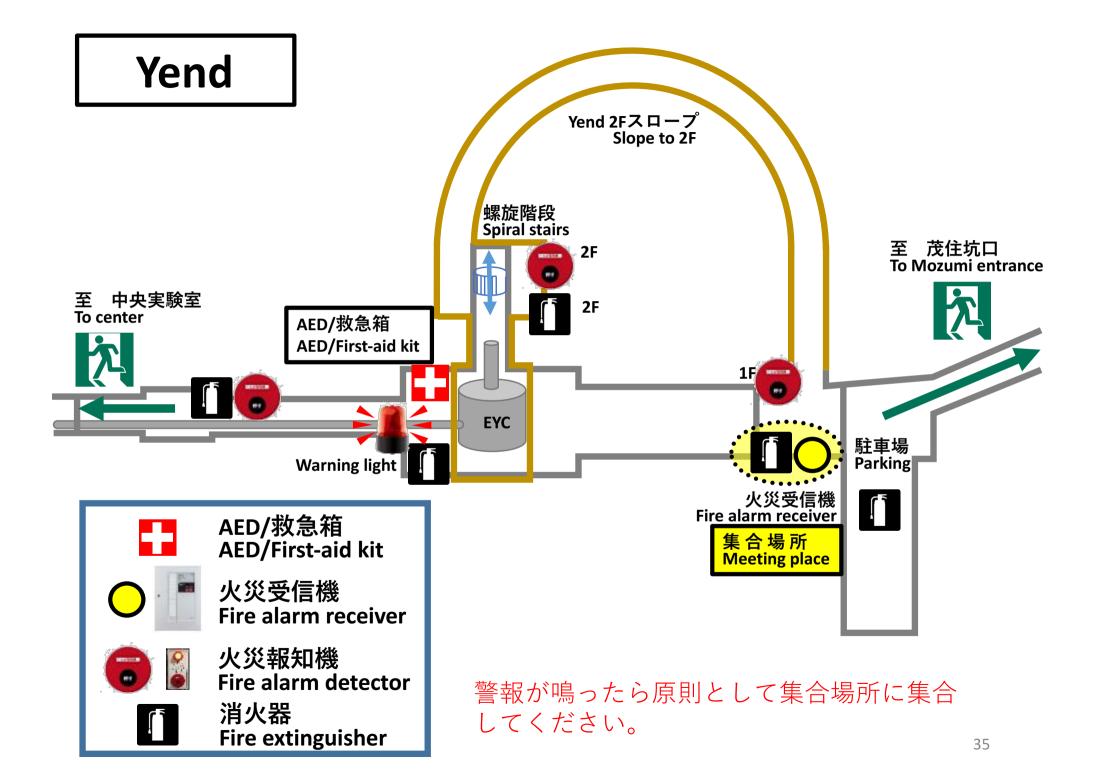
①メガネ ②ボンベ ③ケミカルライト ④面体 ⑤ブラスチック観収納ケース ⑥圧力指示計





Yエンドからの退避 (茂住坑口付近での発破作業期間中)

- 発破作業期間:9/1~11/30
- ・センター方向で火災が発生した場合は、エンド奥の駐車スペースに退避し、緊急連絡先に連絡する。
- 火災発生場所がYエンドの場合、自分が火災現場よりセンター 側にいる場合はセンターエリアの方から跡津坑口に、自分が火 災現場よりエンド側にいる場合はエンド奥の駐車スペースに退 避する、緊急連絡先に連絡する。
- なお、発破実施の一部の期間には、駐車スペースは立ち入り禁止になるが、これは、発破音が大きいためであり、発破が近くで行われるわけではない。したがって、たとえ立ち入り禁止状態になっていたとしても、緊急時は駐車スペースで待機して大丈夫。
- 駐車スペースの待機者から連絡を受けた安全管理室は、ただちに神岡鉱山に連絡をとり、発破の停止を行ってもらい、誘導員を駐車スペースに送ってもらう。退避者は誘導員の指示に従って 茂住坑口に退避する。



高所での作業

- ・ 床面からの高さが2m 以上の箇所で行う作業は高所作業とする。
- ・ 高所作業時は<mark>専用の作業床</mark>を設置するか、安全帯並びにヘルメットを 着用しなければならない。
- ・なお、KAGRA 坑内においては、クリーンブース内の2 階の床は専用の作業床とみなす。
- ただし、クリーンブース内の2階の床であっても、一部の床を取り外した 状態でそこに適切な柵がない場合、あるいは柵の外側に身を乗り出し て作業を行う場合は安全帯並びにヘルメットを着用しなければならない。
- 高所作業車運転技能講習受講者のみが、高所作業車を運転することができる。また、高所作業車による作業時は転落等の危険防止措置として安全帯並びにヘルメットを着用しなければならない。
- はしごに登った状態での作業は禁止する。
- ・暗い所で高所作業をする場合は十分な照度を確保しなければならない。

クレーン・フォークリフト

- クレーン、フォークリフトの使用者は使用前に始業 点検を行い、不具合が無いことを確認しなければ ならない。
- ・クレーン、フォークリフトの使用者は使用簿(***未準備***)に始業点検の結果と使用した時間並びに必要事項を記入しなければならない。
- ・クレーンを動作させる際は必ずまわりの作業者に その旨を伝え了解を得なければならない。

ヘルメット

- ・作業従事者は, 坑内では常にヘルメット(安全規格に適合したもの)をかぶらなければならない。ただし、PSL防音室や計算機室の中ではかぶらなくてよい。
- クリーンブースの中では簡易ヘルメットをかぶらなければならない。ただし、クレーンを扱う時や高所作業を行う時は、ヘルメット(安全規格に適合したもの)をかぶらなければならない。

安全靴

重量物を扱う時は安全靴を履かなければならない。

アクセストンネルの通行

- ・アクセストンネル通行時には歩行者および自転車の運転手は安全ベストを着用し、ライトを点灯しなければならない。
- ・車両に関しては、電気自動車およびディーゼル車のみがアクセストンネルを通行できる。
- ・車両の制限速度は時速20 kmとする。
- ・歩行者と車両および自転車の運転手はお互いに 十分な注意を払って安全に通行しなければならな い。

アームトンネルの通行

- アームトンネル通行時には安全ベストを着用し、ライトを点灯しなければならない。
- ・車両および自転車の運転手は十分な注意を払って安全に通行しなければならない。

坑内での服装

入坑する際は長袖・長ズボンの作業着を着なければならない。ただし、見学者は除く。

レーザー

・レーザー管理者はハザードエリアを規定しなければならない。波長1.06μmのレーザー光の場合、1.95mW以上のパワーが眼に入る可能性のある領域をハザードエリアとする。ハザードエリアの入り口にはレーザーの必要情報を載せた標識とその状態を掲示しなければならない。

レーザー

- 作業者はハザードエリア内では適切なゴーグルを 着用しなければならない。
- ・レーザーを使用する作業責任者は、あらかじめプロジェクトマネジャーの許可を得て、ハザードエリアを全員に周知しなければならない。
- ・レーザー管理者はインターロックシステムを構築しなければならない。

電源接続

- 接地極付きの電源コードを持つ全ての機器の接地極は適切に接地しなければならない。また、固定電源用延長ケーブル、テーブルタップ、電エドラム等は漏電ブレーカーを装備した接地極付きのものを使うこととする。
- ・全ての機器は必要な容量を持つ電源に接続しなければならない。テーブルタップや電エドラム等は十分な容量を持つものを使うこと。電エドラムのケーブルは巻いたままで使用してはならない。たこ足配線は避けること。

電源接続

- ・固定電源用延長ケーブル、テーブルタップ、電エドラムの差込口はほこりや水に対して適切に保護しなければならない。差込口は床面から20cm以上の場所に差込口を横向きにして設置すること。また、抜け落ち防止機能付きのものを使用すること。
- ・電源ケーブルを含む恒常的な全てのケーブルは 床面を這わせず、適切な場所を通して配線しなけ ればならない。

電源接続

・固定機器の電源は固定電源から引かなければならない。その際、固定電源のブレーカーの横およびケーブルに機器名と設置情報(設置者名、連絡先、日付)を表示することとする。テーブルタップや電エドラム等は一時的な利用に限ること。

高圧ガスボンベ

- 高圧ガスボンベを坑内に持ち込む場合は、適切に 登録・管理しなければならない。
- 高圧ガスボンベは専用のボンベスタンドに固定・ 保管しなければならない。

薬品

・薬品の取り扱いに関しては「東京大学宇宙線研究 所附属重力波観測研究施設薬品取扱い内規」に 従わなければならない。

白熱灯およびハロゲンランプ

・白熱灯およびハロゲンランプの坑内での使用は、 火災の要因になるため禁止する。

溶接作業

・坑内での溶接作業は原則禁止する。ただし、安全管理室が特に認めた場合は、関係法令を遵守した上で、消火器をすぐ近くに置き、換気設備を準備することを条件に実施することができる。

避難訓練

・年間1回の避難訓練を行わなければならない。



事故およびヒヤリハット事例の 報告の義務

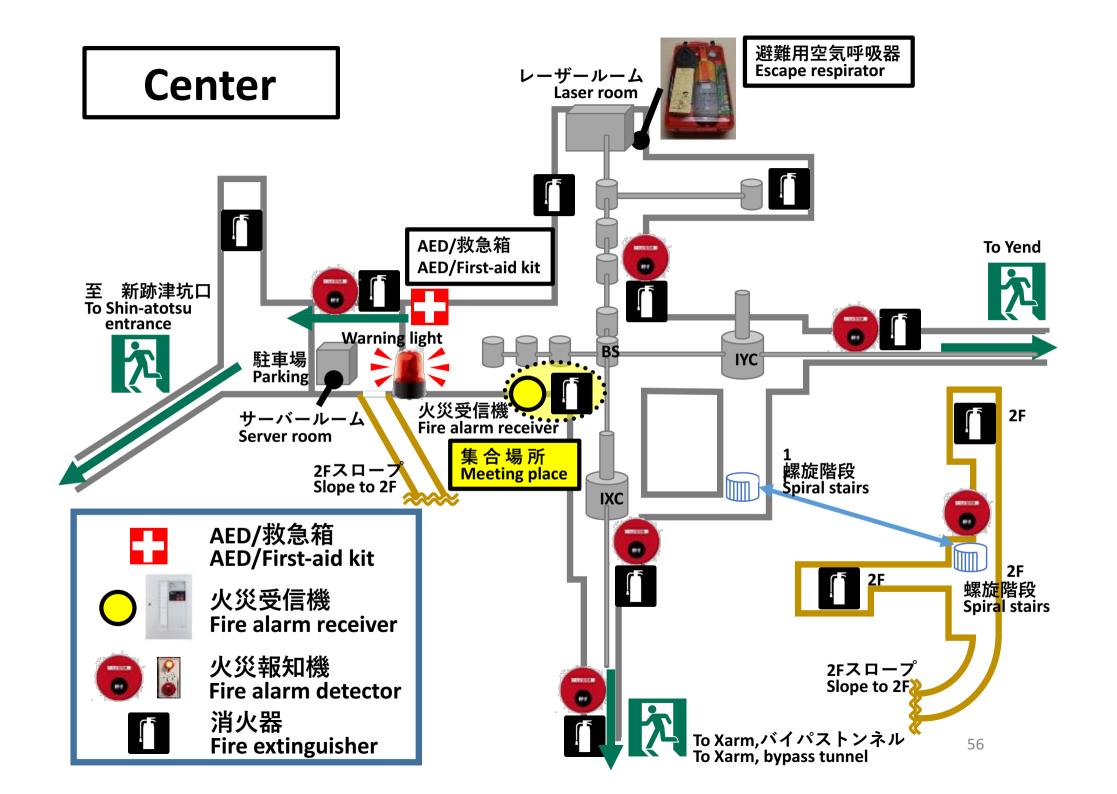
作業従事者はヒヤリハットを安全管理室に報告しなければならない。

飲食

・坑内の飲食については、クリーンブースの外およびクリーンブースの前室での脱水症を防ぐための水分補給のみ可能とする

その他

- ・飲酒は禁止する。(入坑前6時間以内を含む。)
- ・喫煙は禁止する。
- ・火気の使用は禁止する。



- ・"安全"は最も重要な項目です。
- ・"安全"に十分な注 意を払ってください。